

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

川越栗橋線	路線名
久喜市菖蒲町小林字小下前二〇八八番地先から同市菖蒲町小林字小下前一七八九番一地先まで	供用開始の区間
令和六年三月二十二日	供用開始の期日
令和六年二月二十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八九・八五メートル	備考